

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成25年度）

基金の名称 （見直し対象となっている融資等業務（※1）の事業名）	信用・指導基金 （債務保証事業）
法人名	（一財）建設業振興基金
基金額（国庫補助金等相当額）	7,086百万円（1,865百万円）（平成25年4月1日現在）
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）	・中小建設企業から成る事業協同組合等が、共同購買等の共同事業、共同施設の設置及び組合等に対する転貸融資を行う場合に、そのための資金の借入に対する債務保証 ・建設業の近代化に関する総合的調査研究及び建設業の経営に関する改善指導

2. 見直し結果（平成25年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要（平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2））	平成20年度に保証割合を90%に引下げ
基金事業を終了する時期	○ 『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』において、平成27年度までとされている。
次回の見直し時期	○ 平成26年度に実施する。
基金事業の目標	○ 建設業の近代化、合理化を促進し、その体質の改善強化を図る。
目標達成度の評価	—
基金の保有割合	○ 1.08
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合 ＝直近年度末の基金額×債務保証枠限度額の倍率÷（債務保証枠残高＋債務保証枠見込額－債務保証枠終了額＋債務保証準備金＋事業・管理費） ＝70.86億円÷（27.75億円＋50.7億円－13.25億円＋0.18億円）＝1.08 （算出に用いた数値） 直近年度末の基金額：平成24年度末の基金額：70.86億円 債務保証残高：27.75億円 債務保証枠見込額：50.7億円 債務保証枠終了額：13.25億円 事業・管理費：0.18億円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※3）	使用見込みの低い基金等の該当の有無 無 〔有の場合〕該当する理由（基準3(4)ア【基準】の①～⑤のいずれかに該当するかを記載） （使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）
その他	

（※1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

（※2）「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）

（※3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。